

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、消費者、取引先、従業員および地域社会との相互理解および相互信頼を確立し、法令その他の社会的規範を遵守したうえで企業価値を最大化することがステークホルダーに対して当社が果たすべき義務であると位置づけております。それを実現するための施策として、企業経営における迅速な意思決定と機関相互の牽制を軸とする自己規律を図ることを通じて、コーポレート・ガバナンスを充実させその実効性を確保することが、公平性・透明性の高い経営を行ううえで重要であることを認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社トラッド	2,600,000	23.43
谷口 行規	1,350,400	12.17
サミー株式会社	500,000	4.50
ユークス従業員持株会	285,400	2.57
品治 康隆	254,600	2.29
橋木 孝志	165,100	1.48
石黒 嘉之	120,000	1.08
原 典史	96,041	0.86
北口 徳一	77,007	0.69
山中 樹生	63,700	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	1月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け、往査に立会い、その結果について監査報告会にて取締役および監査役に報告がなされる等、会計監査人と綿密な連携を図っております。
 監査役は、内部監査室から内部監査の調査結果の報告を受けており、必要に応じて監査計画や監査体制の見直しを検討しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上田 耕治	公認会計士													
稲津 喜久代	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 耕治			大学院教授および公認会計士としての豊富な実務経験などにより、監査について相応の知見を有しております。 (独立役員指定理由) 独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。
稲津 喜久代			司法書士としての豊富な実務経験などにより、業務の適正性確保に実力を発揮していただくため、選任しております。 (独立役員指定理由) 独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適任であると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成27年4月28日開催の定時株主総会にて、「取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容」につき、決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役については、株価上昇および業績向上への貢献意欲を一層高めるため、また監査役については企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する年間報酬額は、有価証券報告書・招集通知で開示しております。なお、有価証券報告書は、当社HPに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役を補佐する専従者はありませんが、必要に応じて業務補助を行うこととしております。また、各担当部門より、社内・業界に関する情報を伝達するほか、重要事項について適宜報告をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 当社の取締役会は3名で構成され、情報の共有および緊密な意思疎通を図りつつ、取締役会規程に従って、監査役出席のもとで業務執行状況の監督および当社の経営方針をはじめとした重要事項に関する意思決定を行っております。取締役会は毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、エンタテインメント業界における経営環境の激しい変化に対応するために、機動的かつ適切に意思決定を行う体制を整えております。

(2) 当社の監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、取締役会等の重要な会議への出席および意見陳述、稟議書等の重要な書類の閲覧および財産状況の調査を通じて取締役および執行役員による業務執行に対する評価・検証を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保する役割を担っております。各監査役は監査役会が定める監査方針および監査計画にもとづき、監査役間で幅広く情報交換を行い監査の精度向上に努めつつ、会計監査人および内部監査室との間においても適宜連携を取り、監査を行っております。また、会計監査人による会計監査に対しましては、監査の方法および結果の相当性について監視および検証をしております。

(3) 当社は、リスク管理規程にもとづき、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、毎月1回の定例委員会のほか、必要が生じた場合には臨時委員会を開いております。委員会の業務としては、経営リスクのモニタリング、リスク管理体制の構築およびリスク防止策の運用等を行うことを通じて、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

(4) 当社は、コンプライアンス規程にもとづき、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。委員会の業務としては、業務プロセス・規程の整備、評価・監視体制の維持・強化を図るとともに、総務・法務各担当者が中心となり、法令および社内規則の遵守を徹底させるための社内啓蒙活動を人事研修等で行い、コンプライアンス体制の維持・改善を図っております。また、社員より法令違反となる可能性のある行為について通報を受けた場合は、事実関係を調査の上で当該行為を行っている部門に対して中止命令措置を講じることと併せて、原因の究明と再発防止策の検討を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業規模に鑑み、少人数の取締役が迅速かつ機動的な経営判断を行い、取締役および執行役員が業務を執行し、その結果を過半数が独立性を有する社外監査役である各監査役が中立の立場から監督・監視することにより、適切かつ効率的な意思決定プロセスを担保することができると考えたため、以上の体制を採用しております。

なお、当社は、平成27年4月28日に開催された第23期定時株主総会において選任された取締役 市村和雄氏を社外取締役としておりましたが、同氏は平成29年2月22日に逝去し、退任いたしました。その後、当社は、適切な社外取締役の人選に努めてまいりましたが、現時点では決定に至っておりません。

当社はこれまで継続して社外取締役を置いており、会社経営における社外取締役の重要性は十分認識しておりますので、選任に向けて引き続き検討を重ねてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様当社事業の状況や議案の内容等を十分に検討したうえで、議決権を行使していただけるよう招集通知の早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算発表後に説明会を開催しており、その内容は決算の概要などについて説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.yukes.co.jp/)内に、IRに関する情報をまとめたページを設けており、会社情報、財務情報、株主・株式情報につき掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、行動指針・コンプライアンス規程・内部通報制度運用規定などの規定に盛り込んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - [1] 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針を策定し、周知徹底させる。
 - [2] コンプライアンス規程にもとづき、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、業務プロセス・規程の整備、評価・監視体制の維持・強化を図る。
 - [3] 内部通報制度運用規程にもとづき、法令違反、不正行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報制度の運用を行う。
 - [4] 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - [1] リスク管理規程にもとづき、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を図る。
 - [2] 内部監査室が各部門のリスク管理体制を検証し、問題点の指摘・改善の指導等を行う。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程にもとづき、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報を適切に保管および管理する体制を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - [1] 毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。
 - [2] 職務分掌規程および職務権限規程にもとづき、業務の組織的かつ効率的な運営を確保する体制を図る。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - [1] 当社とグループ会社を含めた企業集団全体の行動指針を定めることとし、統一の理念を保つ。
 - [2] 当社とグループ会社共通の内部通報制度を整備し、運用する。
 - [3] 当社内部監査部門の内部監査室は、グループ会社の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (6) 監査役を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会は、監査役を補助すべき使用人を置くことができるものとする。その使用人の人事考課については監査役が行うこととし、これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - [1] 取締役および使用人は、監査役に対して、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - [2] 監査役は、監査役監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」その他重要な会議または委員会に可能な限り出席することとする。
- (8) その他監査役を補助する使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、また、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 基本的な考え方
当社は、健全な企業風土を醸成するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然たる態度で対応し、そのような団体、個人などとは一切関係を持ちません。
- (2) 状況
 - [1] 当社は、反社会的勢力への対応につき統括する部署を整備しており、情報の一元化や研修活動の実施を行っています。
 - [2] 当社グループは、取引先の審査を行うとともに、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入しています。
 - [3] 当社は、企業防衛対策協議会に加盟していることに加え、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携し、反社会的勢力の排除活動に参加しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項